

## 第9回青森ねぶた祭検討特別委員会会議概要

日 時 平成18年5月9日(木) 15時00分～16時40分

場 所 ラ・プラス青い森 3F プリムラ

出席委員 蝦名委員長、佐藤副委員長、武田委員、對馬委員、千葉委員、奈良委員、澤田委員、  
采田委員

オブザーバー ねぶた運行団体協議会櫛引事務局長

事務局 市平田観光課長、会議所道川地域振興部長、協会櫻田専務理事

欠席委員 若井委員、勝又委員、柳谷委員、太田委員

### 委員長挨拶

- ・ワーキングで集約された内容を中心に検討して頂きたい。

### ○前回議事概要の確認について

事務局より前回議事概要を説明し、内容確認をした。

### ○会議概要(ねぶた祭保存会・実行委員会のあり方について)

ワーキングのまとめについて事務局とワーキング座長である對馬委員より説明の後、内容について審議した。

#### 1. 青森ねぶた祭保存会規約改正案について

##### 第2条(目的)

- ・保存伝承だけでなく、発展もさせるべき。
- ・保存伝承と観光・振興発展は表裏一体だが、目的は保存伝承・発展とし、2次的な表現で本市の振興発展に資するとする。
- ・「青森ねぶた祭保存伝承条例」についてはなくても良い。

##### 第3条(保存会の責務)

- ・責務が一番大事。実行委員会や関係団体に意見、勧告する等あるが、先方にも受ける規約が必要。
- ・今後の祭りのあり方を研究するという長期的なビジョンも必要。

##### 第4条(保存伝承の基準)

- ・項目だけを整理し定義は特別委員会の審議を経て決める。
- ・衣装はハネトに限らず、曳き手や囃子もある。
- ・それぞれの専門分野を中心に大枠を別紙にて定めておく。規約に明記する必要はない。  
例えば囃子は主旋律を、ハネトの跳ね方は自由などとしておく。
- ・保存会はお目付役、賞に関しては実行委員会の役目。
- ・制作者に限らず、囃子やねぶた関係者を含めた顕彰の項目があればよい。
- ・過去にはバケットが盛んな時期もあったが、危険分子とバケットの線引きがはっきり出来ないで、バケットについては項目に入れない。

## 2. 継続審議が必要な事項について

### ①新規ねぶたの参加基準について

- ・保存会はお目付の存在。新規ねぶたの参加については実行委員会で決めるべき。

### ②ねぶた顕彰について

- ・保存会の役割として名人位という言葉を入れてはどうか。
- ・名人位だと制作者に限られてしまうので、広く顕彰とした方が良い。
- ・顕彰の定義の中に名人位の認証が入る。

### ③制作委員会、囃子委員会の取り扱いについて

- ・制作や囃子の団体が沢山あるので一本化して欲しい。
- ・当該年の大型ねぶたの制作がないと制作委員会から外れるので、後継者育成などには結びつかない。
- ・制作者以外の第3者に取りまとめて欲しいが、実行委員会でやるべき事でもない。
- ・「ねぶた制作育成会」があったのだが、現在機能していないのでそれに変わるものがないのではないか。

まとめ：ワーキングにて継続審議し、その結果を次回特別委員会にて協議する。

## ○次回委員会開催について

日時 平成18年6月22日（木） 午後1時30分～午後3時30分

以上